

Straight away

IFRS bulletin from PwC

7 September 2012

IASB が、ヘッジ会計に関するレビュードラフトを公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、新しいヘッジ会計の要求事項を詳述したレビュードラフト (RD) を公表しました。

ヘッジ会計に関する国際会計基準 (IAS) 第39号の要求事項は、一般的なリスク管理の実務と上手く関連していなかったため、多くの財務諸表作成者に不満を抱かせてきました。時には、ヘッジが経済的に合理性のあるリスク管理戦略である場合においても、詳細な規則によりヘッジ会計の達成が不可能または高コストとなることもありました。また、財務諸表の利用者も、ヘッジ会計を達成しているか、そうでないかの現行の区別は意味がないと考えています。多くの場合、財務諸表の利用者は、ヘッジ会計規則の適用に基づいて企業のリスク管理活動を完全に理解することに関して苦労してきました。

IASB は、IAS 第39号を国際財務報告基準 (IFRS) 第9号へ置き換えるプロジェクトのフェーズ3において、これらの懸念のいくつかに対応してきました。

主な規定

ヘッジの有効性テストおよびヘッジ会計の適格性

当RDは、ヘッジの有効性評価にかかる要求事項を緩和し、その結果としてヘッジ会計の適格性にかかる要求事項を緩和しています。現行のIAS第39号においては、ヘッジは極めて有効性が高いと期待され (事前テスト)、かつ、実際に極めて有効性が高かったことを証明 (事後テスト) しなければならず、「極めて有効性が高い」とは、80-125%という明確化され

た定量的テストによって定義されています。当RDは、これを、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的關係が存在し、かつ、ヘッジ関係におけるヘッジ割合は、企業がリスク管理目的のために実際に使用しているヘッジ対象とヘッジ手段の数量と同じでなければならないという要求事項と置き換えることになります。企業は、ヘッジ会計を裏付けるための同時的な文書化を引き続き要求されています。さらに、ヘッジの非有効部分を引き続き測定して純損益に計上しなければなりません。

ヘッジ対象

何をヘッジ対象として指定できるかを決定する規則について多くの変更が行われました。こうした変更により主に、現在、経済的に合理性のあるヘッジ戦略がヘッジ会計の要件を満たすことを妨げている制限が削除されました。たとえば、当RDは、リスクの構成要素が個別に識別可能かつ信頼性をもって測定可能であることを条件に、非金融商品であるヘッジ対象に関してリスクの構成要素を指定することができるものと規定しています。これは、非金融項目の全般的な価格リスクの構成要素の1つにすぎないコモディティの価格リスクに関する非金融項目をヘッジする企業にとって、良いニュースです。なぜなら、そのような項目のより多くのヘッジがヘッジ会計の要件を満たすことになる可能性が高いからです。さらに、当RDは、項目グループのヘッジに対する柔軟性をより高めています。ただし、マクロ・ヘッジは当RDの対象になっていません (マクロ・ヘッジは将来、別個のデュー・プロセス文書の対象となります)。経理担当者は、一般的に、類似するリスク・エクスポージャーをグループ化して、そのネット・ポジションのみをヘッジします (たとえば、外貨建ての予定購入と予定売却の純



額など)。現行のIAS第39号の下では、このようなネット・ポジションをヘッジ対象として指定することはできません。当RDでは、企業のリスク管理戦略と首尾一貫している場合にはこれを容認しています。しかしながら、ヘッジされたネット・ポジションが予定取引によって構成される場合、現時点では、純額に基づくヘッジ会計は為替ヘッジに限り利用可能です(EDからの変更点)。ヘッジ対象に関する再審議において、IASBは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品について、IFRS第9号の下ではこのような投資は純損益に影響を及ぼさないにもかかわらず、こうした商品に対してヘッジ会計を容認することも決定しました。

ヘッジ手段

当RDは、買建オプションおよび非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として用いることに関する規則を緩和しました。たとえば、現行のヘッジ規則の下では、買建オプションの時間価値は公正価値ベースで純利益に認識されており、これが純損益に重要な変動をもたらす場合があります。対照的に、当RDでは、買建オプションを保険契約と類似するものとみなし、当初の時間価値(すなわち、一般的に支払われる保険料)は、ヘッジが時間に関連するものである場合にはヘッジ期間にわたって、ヘッジが取引に関連するものである場合には、ヘッジ取引が純損益に影響を与えるときに、純損益に認識されることとなります。時間価値に関連するオプションの公正価値の変動は「その他の包括利益」に認識されます。同様の会計上の要求事項が、先物契約の金利部分(直先差額)にも適用されることとなります。この結果、これらの種類のヘッジに関して純損益の変動が減少するはずです。

表示および開示

IAS第39号における会計方法や表示要求については、当RDにおいてそれほど大きな変更はありません。しかしながら、当RDはヘッジ会計の影響に関する開示事項のすべてを、財務諸表の単一の包括的な注記の中で開示するよう要求しています。

影響を受ける企業は？

現在、ヘッジ会計を利用しているかどうかにかかわらず、リスク管理活動を行っているすべての企業がこの変更の影響を受ける可能性があります。変更の多くが制限を廃止するものであるため、企業が今後は(この変更によって)ヘッジ会計が容認されるようになるかどうか検討する目的で、現在はヘッジ会計の要件を満たさないリスク管理戦略について再検討することは有用でしょう。新たな要求事項は、2015年1月1日以後に開始する会計期間から適用されます。また、それ以前に完了しているIFRS第9号のフェーズを同時適用することを条件に、早期適用も容認されます。

何をすべきか？

IASBは、当RDに対するコメントを積極的に募集してはいませんが、主として当RDが実務に適用可能であることを確実にするため、延長した「致命的な欠陥にかかるレビュー(fatal flaw review)」期間を提供するためにレビュードラフトを公表しています。最終基準は2012年末に公表されると予想されます。会計および業務への潜在的な影響を考慮すると、経営者は、新しい要求事項が現行のヘッジ戦略に与える影響を評価した上で、実務における適用方法に懸念のある部分について、当RDに対するコメント提出を検討すべきでしょう。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.